

議案第 1 号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 12 年千代田区条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「のすべて」を削り、同条第 2 項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3） 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

第 11 条第 3 項中「額を合計して得た」を削り、同項各号を次のように改める。

（1）前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに該当する扶養親族 6,000 円

（2）前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）

9,000 円

第 11 条第 4 項中「（第 2 項第 2 号に掲げる子に限る。以下同じ。）」及び「（同項第 2 号に該当する子がある場合にあっては、特定期間にある当該扶養親族たる子の数から 1 を減じた数）」を削る。

第 12 条第 1 項第 2 号中「前条第 2 項第 2 号又は第 4 号に掲げる」を「扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する」に改め、同項第 3 号及び第 4 号を削り、同条第 3 項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

（1） 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合

（2） 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

（3） 扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

第 3 項に次の 1 項を加える。

4 第 2 項ただし書の規定は、前項第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(扶養手当に関する特例措置)

- 2 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間におけるこの条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 11 条第 3 項並びに第 12 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定の適用については、改正後の条例第 11 条第 3 項第 1 号中「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに該当する扶養親族 6,000 円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族 1 万円」と、同項中「(2) 前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 9,000 円」とあるのは「
(2) 前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）で満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるもののうち 1 人（職員に配偶者のない場合に限る。） 1 万円
(3) 扶養親族たる子のうち前号に該当するもの以外のもの 7,500 円
(4) 前項第 3 号から第 6 号までに該当する扶養親族 6,000 円」と、改正後の条例第 12 条第 1 項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「
(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に該当する場合を除く。）
」と、同条第 3 項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、同条第 4 項中「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規

定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。) 及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 3 平成 30 年 3 月 31 日において、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第 11 条第 2 項第 2 号に該当する扶養親族たる子のうち 1 人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間はない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第 11 条第 2 項第 2 号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第 11 条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。

(1) 平成 30 年度 1 万 1,500 円

(2) 平成 31 年度から平成 35 年度まで 1 万 3,000 円

- 4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 5 前項の規定による届出は、改正後の条例第 12 条第 1 項の規定による届出とみなす。

- 6 附則第 3 項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

1 改正趣旨

平成 29 年第 4 回定例会において、平成 29 年特別区人事委員会勧告に基づく公民較差解消を図るための給料表改正及び勤勉手当の引上げ改定が行われた。勧告では、他に扶養手当の見直しに伴う改正についても提言がされ、平成 29 年 11 月に労使交渉が妥結している。

今回、まだ改正を実施していない「扶養手当」の見直しについて、必要な改正を行う。

2 改正概要

項目・条文	改正内容	施行年月日
扶養手当の見直し (条例第 11 条及び第 12 条)	他団体において国と同様の改正をする団体が多くみられること、子に係る手当を充実する必要性が認められること等により、国の制度と大卒において均衡を図ることが適当であるとの判断から扶養手当を改正する。 ・配偶者：13,700 円 → 6,000 円 ・子：6,000 円 → 9,000 円 ・配偶者を欠く一子：13,700 円 → 9,000 円 ※父母等は変わらず。 ※経過措置あり。別紙参照。	平成 30 年 4 月 1 日

扶養手当の見直し内容

区分		現行	改正	
		平成 29 年度 (本則・改正前第 11 条)	平成 30 年度 (改正附則第 2 項)	平成 31 年度 (本則・改正後第 11 条)
配偶者		13, 700 円	10, 000 円	6, 000 円
子		6, 000 円	7, 500 円	9, 000 円
	特定期間	10, 000 円	11, 500 円	13, 000 円
配偶者を欠く一子		13, 700 円	10, 000 円	9, 000 円
			(注)	(注)
	特定期間	(13, 700 円) 「配偶者を欠く一子」は、第 11 条第 4 項後段かっこ書きにて特定期間の加算については除外されている。	11, 500 円 ←改正にて除外規定削除。上記「子」の特定期間と同額となる。	13, 000 円
父母等		6, 000 円	6, 000 円	6, 000 円

(注) ①平成 30 年 3 月 31 日において

②「配偶者を欠く一子のみ」又は「配偶者を欠く一子及び父母等」を扶養することにより扶養手当を受給されている職員が

③施行日以後、引き続き、特定期間にない「配偶者を欠く一子のみ」又は特定期間にない「配偶者を欠く一子及び父母等」を扶養

に該当する場合、激変緩和による経過措置あり (改正附則第 3 項)。

- ・平成 30 年度 11,500 円
- ・平成 31 年度～平成 35 年度 13,000 円

※特定期間 (条例第 11 条第 4 項) とは、

「満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日」から「満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日」までの間にある子 をいう。

新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の給与に関する条例

新（改正後）	旧（現 行）
（扶養手当） 第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 （1） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） （2） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 （3） <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u> （4） 満60歳以上の父母及び祖父母 （5） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 （6） 重度心身障害者 3 扶養手当の月額、は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。 （1） <u>前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円</u> （2） <u>前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 9,000円</u> 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、は、前項の規定にかかわらず、4,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。 （1） （現行に同じ）	（扶養手当） 第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員<u>のすべて</u>に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 （1） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） （2） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>及び孫</u> （3） 満60歳以上の父母及び祖父母 （4） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 （5） 重度心身障害者 3 扶養手当の月額、は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる<u>額を合計して得た額</u>とする。 （1） <u>前項第1号に掲げる者 1万3,700円</u> （2） <u>前項第2号に掲げる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。） 1万3,700円</u> （3） <u>前項第2号から第5号までに掲げる者のうち2人（前号に該当する扶養親族を有する場合にあっては、1人）までのもの 6,000円</u> （4） <u>前項第2号から第5号までに掲げる者のうち前2号に該当するもの以外のもの 6,000円</u> 4 扶養親族たる子（<u>第2項第2号に掲げる子に限る。以下同じ。</u>）のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、は、前項の規定にかかわらず、4,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数（<u>同項第2号に該当する子がある場合にあっては、特定期間にある当該扶養親族たる子の数から1を減じた数</u>）を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。 （1） （略）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）	(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） (3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） (4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
2 (現行に同じ)	2 (略)
3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。 (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合 (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合 (3) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合	3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。
4 第2項ただし書きの規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。	
附則	
(施行期日)	
1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。	
(扶養手当に関する特例措置)	
2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第11条第3項並びに第12条第1項、第3項及び第4項の規定の適用については、改正後の条例第11条第3項第1号中「前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親	

族 6,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族 1万円」と、同項中「(2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 9,000円」とあるのは「

(2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）で満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもののうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。）

1万円

(3) 扶養親族たる子のうち前号に該当するもの以外のもの 7,500円

(4) 前項第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円

」と、改正後の条例第12条第1項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

」と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、同条第4項中「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以

下「配偶者を欠く一子」という。)を扶養することにより扶養手当を受けている職員(同号に該当する扶養親族たる子(配偶者を欠く一子を除く。))を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。)が、この条例の施行の日以後、引き続き、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間はない配偶者を欠く一子を扶養する場合(当該職員が改正後の条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。)その他これに準ずる場合には、改正後の条例第11条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。

(1) 平成30年度 1万1,500円

(2) 平成31年度から平成35年度まで 1万3,000円

4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合(当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。)には、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出は、改正後の条例第12条第1項の規定による届出とみなす。

6 附則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。

夏季における子どもの遊び場事業の中止について

1 趣 旨

地球温暖化やヒートアイランド現象の影響により、東京の気温は長期的に上昇しており、熱中症による救急搬送人員も増加している。こうした状況を鑑み、夏季における子どもの遊び場事業の実施について、見直しを図ることとする。

2 見直し内容

8月の1か月間、子どもの遊び場事業を中止し、プレーリーダー（遊び場の安全管理や、子どもの遊び相手をする大学生）の配置を行わないものとする。

それに伴い、区内7か所の公園等で、曜日と時間を限定したボール遊びができなくなるほか、一部の遊び場が利用不可となるが、公園は通常どおり利用できる。⇒【参考1】

なお、「ふじみこどもひろば」は午前9時から午後5時まで開放しており、朝あるいは夕方
の涼しい時間帯も利用することから、熱中症への注意喚起の掲示をしたうえで、8月も遊び場として開放する。⇒【参考2】

【参考1】8月の遊び場事業中止に伴う公園等の利用について

遊び場を実施している公園等	利用の可否	備 考
外濠公園	芝生広場（フェンスで囲われた約270㎡部分）は 利用不可	公園は利用可能、グラウンドは予約制・有料
和泉公園	利用可能	「こどもの池」も利用可能
東郷元帥記念公園	利用可能	改修工事の開始に伴い、下段から順に今後利用不可となる
小川広場	利用可能（開放時間内）	フットサルコートは申込制・有料
旧今川中学校	利用不可	体育館のスポーツ開放（金曜日夜間）は通常どおり実施するが、対象は中学生以上
芳林公園	利用可能（開放時間内）	「こどもの池」も利用可能
旧永田町小学校	利用不可	—

※8月の遊び場事業実施状況 ⇒ 裏面【参考3】

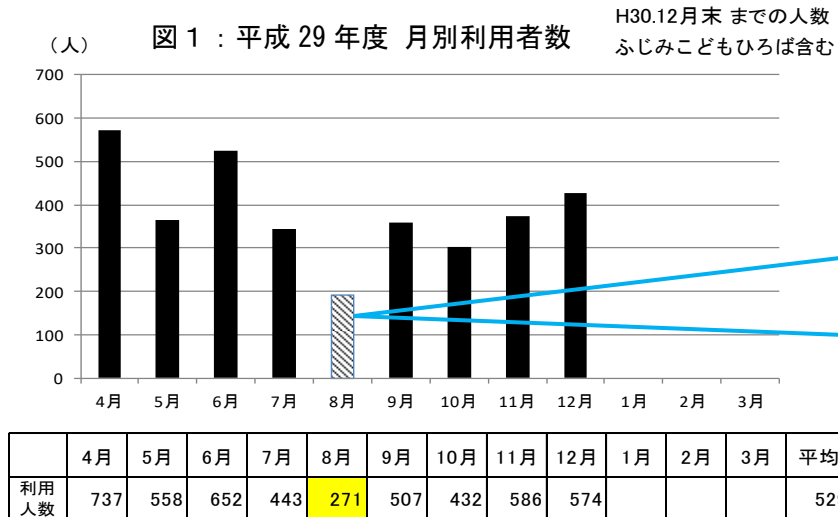
【参考2】ふじみこどもひろばの概要

- ◇ 開場時間 土・日・祝・休日 午前9時～午後5時
- ◇ 午前9:00～10:00、午後4:15～5:15はシルバー人材センター会員を配置
- ◇ プレーリーダーは配置していない

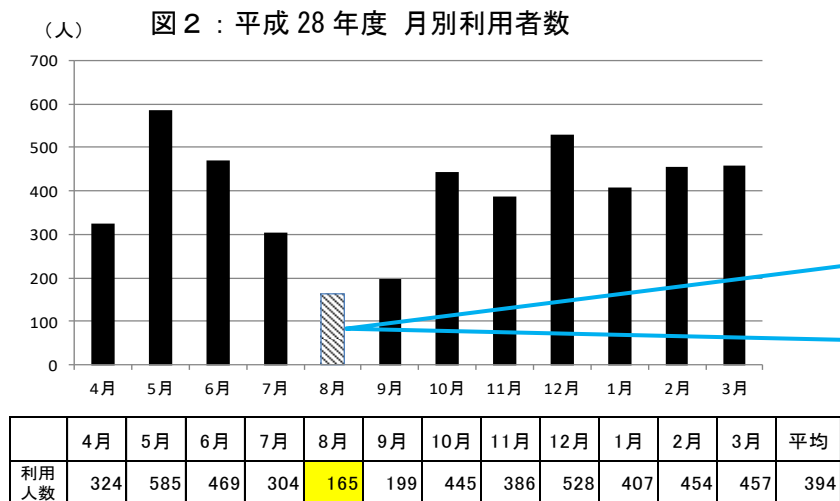
3 周 知

本件については、区の広報紙やホームページ、Facebookにより周知を行う。
また、区立小学校等を通じてチラシを配布する。

【参考 3】8月の遊び場事業実施状況



8月…38 回実施、
5回中止(町会等イ
ベントに伴う中止:4回、
雨天中止:1回)



8月…22 回実施、
7回中止(町会等イ
ベントに伴う中止:3回、
雨天中止:4回)

平成29年度第1回子どもの遊び場推進会議

日 時：平成29年9月27日（水）午後6時30分～午後8時30分 場 所：教育委員会室

出席委員（10名）

上智大学文学部保健体育研究室教授 ほか	師岡 文男
富士見地区町会連合会婦人部長 富士見一丁目町会女性部長	荘 絵里子
千代田区青少年委員会顧問	谷 真理子
千代田区青少年委員会副会長	瀬谷 達郎
スポーツ推進委員協議会推薦	岡村 五十鈴
九段小学校PTA会長	久保寺 健郎
千代田小学校PTA	足立 陽子
九段小学校副校長	吉井 克憲
神田地区の町会関係者	飯田 加世子
神田地区の町会関係者	大野 智洋

出席区理事者（2名）

子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	安田 昌一
生涯学習・スポーツ課長	大塚 立志

出席事務局（2名）

子ども総務課事業係長	秋山 和美
子ども総務課主事	細倉 岳

事業者（4名）

D&A Networks 代表	中田 弾
-----------------	------

※ほか、プレーリーダー3名

欠席区理事者（1名）

道路公園課長	須貝 誠一
--------	-------

◆「夏季における子どもの遊び場事業の中止」に対する委員からのご意見

- ・スポーツ協会の会長をやっているが、熱中症の危険があるため、8月の大会は全て中止にした。
- ・昨今の暑さは昔と比べて異常である。公園は、日中は相当な暑さになる。特に千代田区の場合は照り返しも結構あり、リスクが高い。注意報が出てから退避というのも1つの方法だが、管理の徹底が難しいだろう。
- ・暑い時期の外遊びは、子どもだけでなく、プレーリーダーにとっても危険である。
- ・行政としての安全管理を考えた場合、この提案には賛成である。



もうしこみふよう ちやくせつげんち どうぐ か だ
★申込不要・直接現地へ!! 道具の貸し出しもあります!!

じゆう あんしん
★みんなが自由に安心してあそべるように、

てつだ みまも
お手伝いをしたり、見守ってくれるフレイリーダーがいます!!

あめ ちゅうし
※雨がふったら中止です。

しょうがくせい しょうがくせい まえ こ
※小学生と小学生になる前の子どもがあそべます。



かいさいよてい
開催予定は
HPをみてね!



外濠公園グラウンド

毎週水曜
午後2時～4時



ふじみこどもひろば

毎週土曜、日曜、祝日
午前9時～午後5時

※プレーリーダーはいません。
区が定期巡回（見守り）を行います。
※遊び道具の貸し出しはありません。
遊び道具は持ってきてください。

芳林公園

毎週日曜
午前10時～12時



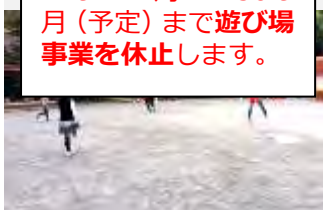
和泉公園

毎週木曜午後3時～5時
毎週土曜午後2時～4時



東郷元帥記念公園

公園改修工事に伴い、
H29.11月～H30.9月（予定）まで遊び場
事業を休止します。



旧永田町小学校

毎週日曜
午後2時～4時



小川広場

毎週日曜
午後2時30分～4時30分



旧今川中学校

毎週日曜
午後2時～4時



みんなで楽しくあそぶために、遊び場のやくそくをまもろう!!

- ・ あそび場の利用は「自己責任」です！みんなケガをしないように気をつけよう！
- ・ プレーリーダーから注意があったときは…きちんとすることをきこう！
- ・ ほかのみんなとゆずりあいながら、いっしょに楽しもう！！
- ・ あそぶときは、まわりの人に迷惑がかからないように気をつけよう！

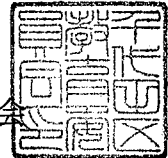
千代田区教育委員会告示第1号

平成27年千代田区教育委員会告示第16号の一部改正

千代田区立九段小学校及び同幼稚園の仮移転先における学校教育期間を定める教育委員会告示（平成27年千代田区教育委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

平成30年1月17日

千代田区教育委員会



新（改正後）	旧（現行）
2 仮移転先における学校教育期間 平成27年9月1日から <u>平成30年8月31日</u> まで	2 仮移転先における学校教育期間 平成27年9月1日から <u>平成30年3月31日</u> まで
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

認可保育所の整備・運営事業者募集の概要

1 公募の主旨

①就学前人口の増加による待機児童対策

②平成31年度までの緊急対策

賃貸物件型で、認可保育所の整備・運営を行う保育事業者を公募します。

2 公募事業者の要件

要件	内 容
実績要件	平成30年1月1日現在、①東京都 ②神奈川県 ③埼玉県 ④千葉県 ⑤群馬県 ⑥栃木県 ⑦茨城県 ⑧静岡県 ⑨山梨県において認可保育所、認定こども園、東京都認証保育所を直営で3年以上運営している法人
経済基盤	①保育所運営に必要な経費を保有していること〔運営費1月分及び年間賃借料+1千万円（年間賃借料が1千万円超は当該1年間分相当額）〕 ②決算期が3期以上経過し、かつ、直近3期で連続して損失を計上していないこと ③直近期中で債務超過になっていないこと

3 公募地域・公募施設数

①募集地域：区内全域

居住世帯数が極端に少ない地域（丸の内、大手町、内幸町、有楽町、霞が関、永田町、皇居外苑、日比谷公園、千代田、北の丸公園）は除外します。

②重点地域（重点地域内における整備提案は、審査点数を1.2倍とする。）

地 域	重点地域	募集施設数
麴町地域	平河町一・二丁目、紀尾井町、隼町、麴町一～六丁目、一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、九段南二～四丁目	1か所
神田地域	鍛冶町一・二丁目、神田紺屋町、神田北乗物町、神田富山町、神田美倉町、岩本町一～三丁目、神田西福田町、神田須田町二丁目、神田東松下町、神田東紺屋町、神田岩本町、東神田一～三丁目、神田和泉町、神田佐久間町一～四丁目、神田平河町、神田松永町、神田花岡町、神田佐久間河岸、神田練塀町、神田相生町	1か所

4 公募施設の内容

定員	50名以上
開設時期	平成31年4月1日

5 公募スケジュール（予定）

公募開始	平成30年1月末
公募締め切り	平成30年3月末
審査・選定	平成30年4月末

在校時間実態調査の実施について

標記の件につき、下記のとおり実施する。

記

1 調査趣旨

教育職員の多忙感解消を含む、働き方改革を進めるため、教育職員の在校時間を把握し、その課題等を抽出するために調査を実施する。

また調査実施により在校時間の見える化が進み、教育職員本人及び直接労務を管理している管理職の意識高揚へとつながるものと期待している。

2 実施期間

- (1) 試行期間：平成 30 年 3 月から 3 月末（試行期間 1 か月）

※試行期間終了後、調査方法等改善点あれば周知する。

- (2) 本格調査：平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月末

※本格調査終了後、改善点等あれば周知するとともに、調査は継続する。

3 調査対象

試行期間：小・中・中等教育学校

※幼稚園は上記試行期間終了後、調査手法等を再検討し、別途調査する。

4 調査手法

- (1) 調査方法

出勤簿押印場所付近に新たにタイムレコーダーを購入・設置し、出退勤時に印字する。

- (2) 在校時間とりまとめ

学校側でタイムレコーダーから出退勤時間をデータ出力し、指導課へデータ提出。

5 その他

- (1) 服務上の取扱い

出退勤管理をタイムレコーダーで実施するわけではなく、出勤簿は従前どおり押印が必要。

- (2) 調査結果の共有

各校からの報告内容は指導課で取りまとめて各校長と共有する。

教育委員会資料
平成30年1月23日
指導課

	いじめ報告数									不登校者数						適応指導教室利用数				
		前月 未解消	今月						今年度 解消報告 (累計)	前月	今月					前月 利用数	今月			
			増減	解消	解消【継続支援中】	解消に向け取組中	その他【転出等】	増減			転出等	学校復帰【欠席5日以内】	未解決	増減	内学校 復帰数		未解決			
小学校	1年								2	2				2						
	2年	2	2			1	1		2	2				2						
	3年	1	1				1													
	4年	3	3				3	1	1	1				1						
	5年	1	1				1	2	2	3	+1			3		1	+1		1	
	6年	5	5			1	4		5	5				5		1	+1		1	
中・中等 (前期)	1年							1	2	3	+1			3						
	2年	1	1			1			8	9	+1		1	8						
	3年	3	3			1	2		14	14			3	11	5	5			5	
中等 (後期)	4年								4	4		1		3						
	5年								1	1				1						
	6年								3	3			1	2						
計	合計	16	16		0	4	12	1	5	44	47	+3	1	5	41	5	7		0	7
	今年度 累計	21			4	4	13	1												

平成30年度 千代田区立九段中等教育学校 入学者決定応募状況

募集区分	年度	募集人員(a)			応募人員(b)			応募倍率(b/a)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
A	H30	40	40	80	65	86	151	1.63	2.15	1.89
	H29				72	84	156	1.80	2.10	1.95
	H28				80	95	175	2.00	2.38	2.19
	H27				60	81	141	1.50	2.03	1.76
B	H30	40	40	80	299	390	689	7.48	9.75	8.61
	H29				304	397	701	7.60	9.93	8.76
	H28				254	377	631	6.35	9.43	7.89
	H27				369	469	838	9.23	11.73	10.48
合計	H30	80	80	160	364	476	840			
	H29				376	481	857			
	H28				334	472	806			
	H27				429	550	979			

出願 平成30年1月16日(火)・17日(水) 午前9時～午後3時(九段校舎)

応募状況発表 平成30年1月19日(金) 午前11時(九段中等教育学校ホームページ掲載・九段校舎掲示)

適性検査 平成30年2月3日(土) 午前8時30分集合 午前9時～午後0時15分(九段校舎・富士見校舎)

合格発表 平成30年2月9日(金) 午前8時(九段中等教育学校ホームページ掲載)
平成30年2月9日(金) 午前9時(九段校舎掲示)

入学手続 平成30年2月9日(金) 午前9時～午後3時(九段校舎)
平成30年2月10日(土) 午前9時～正午(九段校舎)

図書館システムリプレースに伴う図書館の休館について

千代田区立図書館は、平成 30 年 3 月の図書館システムリプレースに伴い、臨時休館及び図書館システムを停止します。

記

1 新図書館システム稼働日 平成 30 年 3 月 14 日（水）

2 臨時休館

日 程	休館施設
平成 30 年 3 月 4 日（日） ～3 月 13 日（火）まで	千代田図書館 日比谷図書文化館 四番町図書館 昌平まちかど図書館 神田まちかど図書館 ちよだパークサイドプラザ区民図書室

3 システムリプレースによる主な変更点

- ・図書館ホームページ
多言語化（英語・中国語・韓国語）、音声読み上げ、文字拡大
 - ・OPAC
マイページ上で利用者のお気に入りの本をリストアップ可能
 - ・Web 図書館
スマートフォン・タブレット端末でも閲覧可能
文字の大きさと背景の色を変更可能
音声読み上げ機能
- ※貸出券は、変更なし

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
平成30年1月23日
子ども総務課

※ ◎印は教育委員出席予定行事 / ○教育長出席予定行事

月	日	曜	時刻	行 事 (事 業 名)	場 所 等	備 考
1	23	火	10:00	ベビー・プログラム	いずみこどもプラザ	
			11:00	ベビーダンス講習会	西神田児童センター	
			13:30	教育委員会第1回定例会◎	教育委員会室(子ども総務課)	教育委員出席
			15:30	教育委員会視察	四番町保育園・児童館仮施設	教育委員出席
	24	水	10:00	ノーバディーズ・パーフェクト②	一番町児童館	
			10:30	0歳児すくすくタイム「身近なものであそぼう」	四番町児童館	
			14:00	新年お楽しみ会	神田児童館	
	25	木	10:15	1・2歳児親子体操③第3回／全3回	神田児童館	
	26	金	10:30	おやこdeえいご	あい・ぽーと麹町	
			13:30	お茶の水小学校研究発表会◎	お茶の水小学校(指導課)	教育委員出席
	27	土	10:00	けん玉道(ワーク・わく)	一番町児童館	
			12:00	児童館合同卓球大会	西神田児童センター	
			16:45	天体観望会	九段中等教育学校	
	28	日	9:00	日曜開放	神田児童館	
	29	月	10:00	親子ヨガ(2クラス)	あい・ぽーと麹町	
			10:30	リラックスヨガ③第3回／全6回	神田児童館	
	30	火	10:00	ベビー・プログラム	いずみこどもプラザ	
	31	水	10:00	ノーバディーズ・パーフェクト③	一番町児童館	
			11:00	読み聞かせ	あい・ぽーと麹町	
			14:00	親子&キッズバレエ(3クラス)	あい・ぽーと麹町	
2	1	木	10:00	ふれあい体操(3クラス)	あい・ぽーと麹町	
	2	金	9:30	千代田区連合作品展(～2/5 15時まで)	区民ホール(指導課)	
			9:45	ママのための骨盤調整とコアエクササイズ	西神田児童センター	
	3	土	8:30	九段中等教育学校 適性検査	九段中等教育学校	
			11:00	リラックスアロマ	あい・ぽーと麹町	
			13:00	エンジョイシーズン冬	富士見わんぱくひろば	
			13:30	かえっこバザール	いずみこどもプラザ	
			14:00	つなげよう! 異世代の輪・地域の輪	一番町児童館	
			15:00	ちいさなお茶会	西神田児童センター	
	4	日	7:30	ひがた探検隊第4回	木更津市金田見立海岸潮干狩場(子ども総務課)	
			10:00	中学生東京駅伝大会	味の素スタジアム周辺(指導課)	
	5	月	10:00	リトミック(2クラス)	あい・ぽーと麹町	
			10:30	リラックスヨガ③第4回／全6回	神田児童館	
			13:00	「知って得セミナー! ライフプランと賢いお金の貯め方」	富士見わんぱくひろば	
	6	火	10:00	校園長会	教育委員会室(子ども総務課)	
			10:00	ベビー・プログラム	いずみこどもプラザ	
	7	水	10:00	ノーバディーズ・パーフェクト④	一番町児童館	
			11:00	読み聞かせ	あい・ぽーと麹町	
			15:00	ペスタロッチ祭【主宰:教育会】◎	和泉小学校(指導課)	教育委員出席
			14:00	親子&キッズバレエ(3クラス)	あい・ぽーと麹町	
	8	木	10:30	青少年問題協議会◎	401・402会議室(子ども総務課)	教育長出席
			11:00	ひきがたり読み聞かせ	あい・ぽーと麹町	
			11:00	ベビーマッサージ	一番町児童館	
	9	金	8:00	九段中等教育学校 適性検査合格発表(HP)	九段中等教育学校	
			9:00	九段中等教育学校 適性検査合格発表(掲示)	九段中等教育学校	
			9:00	九段中等教育学校 入学手続き(～15:00)	九段中等教育学校	
			10:30	おやこdeえいご	あい・ぽーと麹町	
			13:30	神田一橋中学校研究発表会◎	神田一橋中学校(指導課)	教育委員出席

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
平成30年1月23日
子ども総務課

※ ◎印は教育委員出席予定行事 / ○教育長出席予定行事

月	日	曜	時刻	行 事 (事 業 名)	場 所 等	備 考
2	10	土	9:00 10:30	九段中等教育学校 入学手続き(～12:00) パパとママのための救命救急講座	九段中等教育学校 一番町児童館	
	11	日		建国記念の日		
	12	月		振替休日		
	13	火	10:00 13:00 15:00 18:30	ベビー・プログラム 手作りパン教室 教育委員会第2回定例会◎ 青少年委員会第10回定例会	いずみこどもプラザ あい・ぽーと麹町 教育委員会室(子ども総務課) 401会議室(子ども総務課)	教育委員出席
	14	水	10:00 10:30 10:30 15:00	ノーバディーズ・パーフェクト⑤ アロマ(花粉症対策)スプレー作り 0歳児すくすくタイム「ベビマッサージ」 観劇会	一番町児童館 西神田児童センター 四番町児童館 四番町児童館	
	15	木	 10:00 10:30	スキー教室(神田一橋中学校 ～17日まで) ふれあい体操(3クラス) 親子でリズム1・2・3第1回(全4回)	群馬県嬬恋村(指導課) あい・ぽーと麹町 神田児童館	
	16	金	10:25 10:30 11:00	九段中等教育学校 クロスカントリーレース 子育てサポート利用会員登録説明会 親子リズム講座	尽性園(稲城市矢野口) あい・ぽーと麹町(児童・家庭支援センター) 一番町児童館	
	17	土	9:00 17:30	法政大学&一風堂共催イベント「楽しくまなぶ餃子作りと防災」 九段中等教育学校 天体観望会	富士見わんぱくひろば 九段中等教育学校	
	18	日	9:00	日曜開放	神田児童館	
	19	月	10:30 10:00	リラックスヨガ③第5回/全6回 リトミック(2クラス)	神田児童館 あい・ぽーと麹町	
2	20	火	11:00	サロンdeあいぽーと(アロママッサージ)	あい・ぽーと麹町	
	21	水	10:00 10:45 11:00 14:00	ノーバディーズ・パーフェクト⑥ よちよちタイム「ベビーマッサージ」 読み聞かせ 親子&キッズバレエ(3クラス)	一番町児童館 神田児童館 あい・ぽーと麹町 あい・ぽーと麹町	
	22	木	10:30	親子でリズム1・2・3第2回(全4回)	神田児童館	
	23	金	10:30	おやこdeえいご	あい・ぽーと麹町	
	24	土	14:00 13:00	大妻女子大パネルシアター部公演 アートフェス	西神田児童センター 富士見わんぱくひろば	
	25	日				
	26	月	10:00 10:30	親子ヨガ(2クラス) リラックスヨガ③第6回/全6回	あい・ぽーと麹町 神田児童館	
	27	火	10:00 11:00 15:00	おもちゃの病院 ベビーマッサージ 教育委員会第3回定例会◎	あい・ぽーと麹町 西神田児童センター 教育委員会室(子ども総務課)	教育委員出席
	28	水				
3	1	木	10:30	親子でリズム1・2・3第3回(全4回)	神田児童館	
	2	金	10:00	ひなまつり	四番町・麹町・西神田・神田保育園	

広報千代田（2月5日号）掲載予定 子ども部、地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）所管事項

課	係 (担当者 ・内線)	件 名	事 業 の 概 略	と き	会場	主催者
				開催日・ 開催期間	(住所)	区以外が主催のとき
児童・家庭支援センター	子育て事業係 右働・462624	子育てサポートが受けられる利用会員 登録説明会	自宅へ子育て・家族支援者を派遣し、宿泊 や病後児の保育なども行う、千代田子育て サポート事業の利用会員登録説明会を行う	2月16日(金) 10時30分～11時30分	あいぽーと麹町 2階「にじ」(三 番町7)	あいぽーと麹町
児童・家庭支援センター	西神田児童センター 進藤・2451	アンディ先生のマジックショー	各児童館の代表選手が個人戦の部・団体戦 の部で試合を行う。	2月14日(水) 14時30分～15時30分		
児童・家庭支援センター	四番町児童館 中西・2454	0歳児すくすくタイム 「ベビーマッサージ」	親子の触れ合い遊びとベビーマッサージを 行う。	2月14日(水) 10時30分～11時30分		
児童・家庭支援センター	四番町児童館 中西・2454	「観劇会」	劇団風の子による講演。顔や体を使ったイ メージ遊びとお芝居「おぼけたんぼ」の2 本立てで行う。	2月14日(水) 15時～16時		
児童・家庭支援センター	一番町児童館 笠原・2455	りゅうちゃんがやってくる！おとなも こどももおどってあそぼう♪	お父さんお母さんと友達と一緒に、歌やダ ンス遊びに参加。	3月3日(土) 14時～15時		
九段中等教育学校	経営企画室管理係 井上・63102	九段中等教育学校吹奏楽部第10回定期 演奏会	「ラテンの祭典」と題し、中南米や地中海 周辺のラテン・サウンドを70名の部員が迫 力満点に演奏。	3月21日(水・祝)開演14 時 (開場13時30分)	武蔵野市民文化 会館大ホール (武蔵野市中町3 ー9ー11)	九段中等教育学校
文化振興課	図書館係 井口・3149	展覧会への入口講座Vol. 23ルドンの植 物譜～知られざる画家、謎の男爵、秘 蔵の名画～	三菱一号館美術館で開催される「ルドン ー秘密の花園」展の関連講座。	3月26日(月)19時～20時 30分	日比谷図書文化 館	日比谷図書文化館
文化振興課	千代田図書館 高橋・3170	千代田・四番町図書館おはなし会	毎月開催している千代田図書館と四番町図 書館のおはなし会。	千代田：2月8日(木)11 時～ 四番町：2月25日(日)15 時～・毎週金曜日15時 30分～・16時～	子ども室(区役 所10階)ほか	千代田図書館
文化振興課	千代田図書館 高橋・3170	千代田図書館神田一橋中ミニ展示	神田一橋中学校の生徒が作成したオリン ピック・パラリンピック制作物を展示。	～3月3日(土)	千代田図書館ミ ニ展示コーナー (9階)	千代田図書館
生涯学習・スポーツ課	スポーツ振興係 金子・3155	千代田区軟式野球連盟審判技術講習会	区内在住・在勤で野球に興味のある方を対 象に軟式野球審判技術講習を行う。	3月11日(日)9時～16時	花小金井運動施 設	千代田区体育協会
生涯学習・スポーツ課	スポーツ振興係 金子・3155	平成30年度千代田区ジュニアテニスク ラブ部員募集	区内在住・在学の小学4年生～6年生を対象 に、千代田区ジュニアテニスクラブ部員を 募集する。	毎月第1・3土曜10時～ 11時30分(冬期は10時30 分～)	外濠公園総合グ ラウンド	千代田区体育協会
生涯学習・スポーツ課	管理係 井上・3153	ちよだ生涯学習カレッジで初のオープ ンカレッジを開催します！	ちよだ生涯学習カレッジ学生による企画。 講演会、公開授業、トークディスカッシ ョン、クイズ等を行う。	3月4日(日) 10時～16時	九段生涯学習館	ちよだ生涯学習カ レッジ事務局

広報千代田（2月5日号）掲載予定 子ども部、地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）所管事項

課	係 (担当者 ・内線)	件 名	事 業 の 概 略	と き	会場	主催者
				開催日・ 開催期間	(住所)	区以外が主催のとき
生涯学習・スポーツ課	管理係 長谷阪・3148	区内生涯学習交流事業 九段オープンラーニング～学びでつど う～	①「学びで集う」 九段生涯学習館の平成29年度運営事業報 告、生涯学習団体交流会等を行う。 ②サークル活動PR動画撮影会 九段生涯学習館に登録しているサークルを 対象に、PR動画撮影会を行う。	3月21日(水)13時～16時	九段生涯学習館	九段生涯学習館
生涯学習・スポーツ課	管理係 長谷阪・3148	すばすたちよだクラブスタディ(文化学 習)プログラム	料理のプログラムを実施する。 ①ワンプレートのかんたん夜おそごはん 「ボリューム太巻き、潮汁、菜の花のから し和え」 ②モテレシピPlus「牛肉とごぼうのお寿 司、レタスとアボカドのサラダ、じゃこ ピーマン炒め」	①3月5日(月)19時～20 時50分 ②3月18日(日)10時30分 ～13時	スポーツセン ター	九段生涯学習館
生涯学習・スポーツ課	管理係 長谷阪・3148	人材バンク活用講座・区民自主企画運 営講座の企画案募集と説明会	平成30年度に九段生涯学習館で開催する生 涯学習講座の企画案の募集・説明会を開催 する。	2月17日(土)①10時～12 時②19時～20時 2月28日(水)③10時～12 時④19時～20時	九段生涯学習館	九段生涯学習館
生涯学習・スポーツ課	管理係 長谷阪・3148	人材バンク登録者を募集 あなたの経 験を生かしてみませんか	指導者や講師を必要とするサークルなどに 登録者を紹介し、登録者の経験を区内で効 果的に発揮する人材バンク登録者を募集す る。			区および九段生涯 学習館
生涯学習・スポーツ課	スポーツ振興係 金子・3155	東京マラソン2018交通規制のお知らせ	東京マラソン2018の開催に伴う交通規制の 周知を行う。	2月25日(日)9時5分～	東京都内	一般財団法人東京 マラソン財団
生涯学習・スポーツ課	管理係 長谷阪・3148	生涯学習教養講座 インド大使館で学ぼう～文化や民族の 違いを楽しむ～	20歳以上の区内在住・在勤・在学者を対象 に、インドの文化について学ぶ。	3月15日(木)14時～16時	インド大使館 (九段南2-2-11)	九段生涯学習館
文化振興課	文化振興係 小林・3146	昼休みコンサート	昼休みに区民ホールにて、ミニコンサート を行う。	3月9日12時～13時	区民ホール	文化振興課
文化振興課	文化振興係 小林・3146	第25回シーズンコンサート	内幸町ホールにて、コンサートを行う。	3月3日15時～	内幸町ホール	文化振興課